

仕 様 書

1. 業務名

リサイクルステーション運營業務委託

2. 目的及び業務内容

豊橋市（以下「発注者」という。）が資源回収事業の一環としてイオン豊橋南店及びあずまだに設置するリサイクルステーションにおいて、資源物の回収を円滑に行うため、契約事業者（以下「受託者」という。）が以下の業務を行う。

1) リサイクルステーションの開設

- ・ リサイクルステーションの開設を行い、駐車場等周辺の清掃、整理整頓を行う。

2) 回収資源物の確認及び回収

- ・ 市民が持参した資源物が対象となるかを確認し、指定場所に整頓して収容するように案内する。
- ・ 回収袋又は回収ワゴン内の資源物が一杯になったら、次の回収袋又は回収ワゴンに収容するように案内する。

3) 資源物の回収業者の対応

- ・ 回収業者が返却した、前回使用した回収袋の数量を確認して受け取る。
- ・ 回収業者が搬出する回収袋の数量を記録する。
- ・ 回収業者の作業が円滑に行われるように、その補助並びに周囲の安全確認を行う。
- ・ 回収量が少なく回収する必要がないと判断できる場合、業者に連絡を行う。

4) リサイクルステーションの閉鎖

- ・ リサイクルステーション内及び駐車場等周辺の清掃、整理整頓を行った後に施錠をする。

5) 日報の作成及び発注者への定時報告

3. 業務場所

- ・ リサイクルステーション（イオン豊橋南店）（豊橋市野依町字落合1-12）
- ・ リサイクルステーション（あずまだ）（豊橋市東雲町30-4）

4. 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 業務日及び業務時間

(1) 業務日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの毎日

（ただし、令和8年1月1日～1月3日を除く。）

(2) 業務時間

午後1時から午後5時まで

(3) 業務日及び業務時間の変更

業務日及び業務時間を変更しようとするときは、発注者と受託者とが協議して決定する。

6. 業務従事者

1日の従事人数は原則として下表のとおりとする。ただし、来客数が1日の見込みと極端に異なることが予想される場合には、発注者と受託者とが協議して、人員を変更するものとする。

	区 分	人数	
		リサイクルステーションイオン豊橋南店	リサイクルステーションあずまだ
平日	下記繁忙期を除く	1人	1人
休日	土・日曜日及び祝・休日 (12月20、21、27、28日を除く)	2人	1人
繁忙期①	12月15日～19日及び 12月22日～24日	2人	2人
繁忙期②	12月20、21日	3人	2人
繁忙期③	12月25～31日	4人	2人

7. 施設の使用

発注者は、リサイクルステーションで使用する事務所・机・椅子を用意し、受託者は業務の履行においてそれを使用することができる。その際、発注者と受託者はリサイクルステーションの使用の取り扱いについて、別途覚書を取りかわすものとする。

8. 業務実施報告書の提出

受託者は、毎月1回、前月の業務の履行状況を業務実施報告書にて発注者へ報告する。

9. 委託料の支払い

発注者は、前項の業務実施報告書に基づく業務数に、1業務あたりの単価を乗じて得た委託料を受託者に支払うものとする。

10. 特記事項

- 1) 受託者は、業務の遂行にあたり、従事者の市民に対する接遇には特に留意すること。
- 2) この仕様に定めのない事項が生じた場合は、その都度両者で協議して対処するものとする。

11. 業務の履行及び指揮命令について

- 1) 発注者は、受託者の業務の履行にあたり、職員等と混在し、又は同一業務を協同して遂行させる形態の注文をしてはならない。
- 2) 発注者は、受託者の会員に対し、直接指示又は業務命令をしてはならない。